

# 「社会保障・税番号大綱」に関する意見

氏名：井上 新

職業（勤務先）：税理士・中小企業診断士・ITコーディネータ

井上新経営会計事務所・東海学園大学大学院客員教授

住所：愛知県豊明市前後町鎗ヶ名 1816-8 AIビル

TEL：0562-92-8720

1.

## 該当箇所

(P2)：第2 > 1 . > (1) 背景

## 意見内容

「IT立国日本」を目指したe-Japan戦略の意気込みや、長年にわたって検討してきた電子政府構想の高邁な理想が、欠落しているので、加味されたい。

(10年前から番号制度の導入を切望していた。)

## 理由

大綱の背景の説明文には、大きく欠落している面があります。平成12年にe-Japan戦略を掲げ、これまで10年以上紆余曲折しながらも議論し、試行錯誤してきた努力を、政権交代というイデオロギーの変化によって国家の理想形を検討してきた成

果を無にして欲しくありません。

電子政府構想で構築してきた官と民での申請等についての改善点がほとんど無視されているような感想をえました。特に税務面に関しては、税理士が電子申告と言う場面において必死で協力してきたことに関する検討が全くなされておらず、さらに国税庁等の意見は反映されていないと思われます。内閣府と厚生労働省サイドで誘導した大綱と言う感想を抱きました。国家100年の舵を切るくらいの問題ですから、縦割り行政の弊害を乗り越え、全省庁の調整を図っていただきたい。

また、社会保障と税はその実務現場において、多くの士業が深くかかわっています。その士業が国民（納税者に代わって）代理送信しているからこそ、利活用率が向上しているという事実を考慮して下さい。ポータルサイトを見に行くという点において、代理する士業の存在を全く無視し、初期の電子政府構想(本人申請が基本)の愚を繰り返しているように思えてなりません。

また、この10年間で諸外国のIT化競争(特に行政の利活用率)から大きく後退したことは事実であり、これを明記し、その上で、この番号制度を考えるに当たり、国際的なIT施策の遅れという面を取り戻し、再度IT立国日本を取り戻す気概を示していただきたい。

現在は10年前とは比較にならないほどに、情報通信技術は発展し、クラウドをセキュアに使えるようになりました。コストをかけずに国民の公平な給付・負担が可能な

社会をめざして、国際競争力の観点からも、導入が必須であることを強調すべきところ  
ろです。

さらに、過去のグリーンカード・国民総背番号制度の失敗経験が影響しているため  
か、**今回の大綱は全般にわたり論調が弱いもの**と受け止めています。長い時間、形を  
変えて協議をしてきたところでありますし、情報通信技術の高度化を背景にして、自  
信を持って、番号制度の必要性を主張して頂きたいと思います。そして、計画を前倒  
しにしてでも**早期に導入して頂きたい**。

番号制度導入を 10 年前から切望している者としてのお願いです。

## 2.

### 該当箇所

(P2-3): 第 2 > 1 . > (2) 課題

### 意見内容

業務ベースで紙を介在することによる無駄な作業が多く存在している。番号  
制度の導入で本来の I T のメリットが生かせることについて明確にする。

### 理由

電子化のメリットは、紙を極力少なくすることでコストダウンや作業効率の向上とい

う面もある。ペーパレス化の流れは、行政だけでなく企業においても進めていくべき方向性であることは間違いありません。昨今の職場は概ねPCが設置されているにもかかわらず、紙の情報を電子化し、送信・保存し、それをまた紙にアウトプットして利用するという2度手間の作業をする場面も多い。全ての情報を、一度も紙を経ないで行うようにしていくことで、入力ミス、時間ロスも防ぎ、コストダウンすることが可能である。

実際、電子申告制度において、税理士が代理で電子申告をしているが、行政側は紙で打ち出して対応する場合も多いと聞いています。税務の現場の不満もそこにあり、行政側のITリテラシーの向上、そのための教育も必要と考えられます。また、国と地方のデータについては、電子申告においては、昨年データ連携ができたものの、本来は当初から電子データでやり取りをすべきであった。旧来の業務の呪縛から逃れられない地方職員等は、積極的な教育訓練が必要です。

#### < 参考 >

先日、この地方の新聞であった事件。「豊明市の市民税を229名分計算違いをしていた。電子申告を取り入れたせい。」的な内容だった。2004年の電子申告開始以来、積極的に電子申告の推進一筋で活動してきたが、「地方税まで電子申告できない以上やらない」と言う反論が多かった。そこで、2008年以降、周辺の地方団体の首長に直接導入の陳情を重ねた。特に我が町豊明市は2008年中に電子化に手を上げ、愛知県でも7番目以内に入った先進市であった。ところが、この度の徴収ミスを電子申告の影響的と発表された。

これは明らかに自己の責任回避である。電子申告がらみでなくても計算違いを起こすような職員が、たまたま、3年前に導入したシステムに責任を押し付けたにすぎない。

セキュリティ違反や漏洩事件、あるいはこのような計算ミスは、ITの責任ではなく、**全て人的な問題**である。したがって、共通番号制度を導入した後も、システムに関する教育、情報処理の考え方、公務員の守秘義務の重要性等の研修を徹底することが最も大切だと考えます。「**セキュリティ等の問題解決 = 教育**」です。

### 3.

#### 該当箇所

(P3): 第2 > 1 . > (2) 課題

(P45): 第3 > . マイ・ポ - タルのログイン等に必要なICカード

#### 意見内容

正確な本人特定・本人確認は、電子署名で解決することを明記すべき

#### 理由

電子申告の場合、納税者は住基カードで、代理で送信する税理士は日税連認証局が発行する税理士専用のICカードで電子署名をしている。電子署名をするということは、実印と印鑑署名を添付するに等しい行為であり、**厳密な本人特定・本人確認**ができます。ID・PWのみであれば、ネットオークション等のように急速に拡大発展するのですが、

セキュリティ問題、漏洩リスク等を考えれば、電子署名は必須です。特に、本人以外の者が、本人・納税者に代わって業務を行う場合、電子証明なしに代理行為ができれば、大きな事件が続発することは明らかです。また、代理行為を認めないとしたら、多くの業務は止まってしまいます。「(P39): 第3 > > 11.代理の取扱い」に、代理行為が若干取り上げられていますが、私ども税理士の代理行為は、そのうちの(2)任意代理になるかと思われます。この部分の検討がまだまだ少なすぎる。現実の業務に合わせて検討が行われなければ番号制度導入の意味はありません。代理人の電子署名の在り方を明確にしていく必要があります。

ただし、ICカードでの電子署名が最善かどうかについても根本的に検討する必要があります。現実に電子申告の利用率は平成22年度で全体で50.2%まで普及したものの、普及を阻む最大のネックはICカードによる電子署名です。電子署名は必須であるものの、納税者は年一回の確定申告のためだけにICカードリーダーライターを必要とすることは無く、ここに、一般利用者の抵抗は大変多いと言えます。このハードルをいかに乗り越えさせるかで、電子署名の普及率は格段の差になります。

技術的に、ICカードではなく、ネット上の電子署名をダウンロードし使用する方法も考えられます。ドイツの電子申告では、ネットに繋ぎUSBに落とし込むことで電子署名をしていました。ICカードリーダーライターの取得と言う手続きを経ないで、ユニークな電子署名を可能にするシステムの検討を要します。いずれにしても、共通番号を早

く普及させるためには、電子署名の具体的手続き方法を検討すべきです。

4 .

#### 該当箇所

(P3): 第 2 > 1 . > (3) 制度導入の目的と期待される効果

(P6): 第 2 > 1 . > (7) 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極  
的な支援

(P8): 第 2 > 1 . > (3) 災害時の活用に関するもの

#### 意見内容

本当に期待したいのは、**国民の命を守り、不安を解消すること**。この点を明確に示せば、漏洩・不正使用・セキュリティ等の問題が起こることより、遥かに大切であることが理解できる。特に防災福祉が必要な時には、番号制度は有効手段になりえる。このためには、ある程度強制的であっても、早期に番号制度を導入することを希望する。

#### 理由

「社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めるという観点」に包含されると解釈もできますが、共通番号制度に期待したいのは、国民の命を守り、不安を解消すること

だとにあります。1.(7)にも触れられていますが、今回の3.11において、5か月たった今も多くの行方不明者がいます。昔から国民全員に番号が付いていて、管理できれば個人の特定も早くできたはず。また、避難所にいる方々で家族とばらばらになった方々が不安がっていた件も、番号制度があれば早い段階で家族の居場所、生死の確認もできたはずです。

事実、<戸籍、住民基本台帳すべて「無事」バックアップ存在 陸前高田など4市町（産経新聞）>という記事もありましたが、データとしてバックアップされてさえいれば住民サービスも円滑にスムーズに行えます。紙等で行政書類を管理していて、もし、災害に会えば、その復旧は膨大な時間を要します。

SNSの影響力はこの度、十分証明されましたが、今回のデータバックアップが遠方でできていたということで、安全性・利便性も証明できました。今後ますますクラウド化し、技術的には昔とは格段の違いがあり、安全性も向上していますから、共通番号導入を急ぐ必要を感じます。

「命を守る」も大げさな話ではないと思います。例えば共通番号を全員がICチップ等にして携帯していて、緊急時のみ自分の意思で発信できる仕組みにすれば、その番号の電波をGPS等で捜査し、どこにいるかすぐわかるようにできる技術もあります。RFID技術はヘリコプターで捜索すれば、弱電波を捉え概ねの位置を特定できるということです。がれきの中に閉じ込められた方が、身につけている共通番号を電波で発信で

きるようにすることで、早い段階で検索でき、近づくのは犬に活躍させるとかで見つかることも可能とか。もし、こういうシステムが導入されていたら、今回の震災ではたくさんさんの命が救えたと思われます。

映画のようにはいかないかもしれませんが、「共通番号を導入できれば、高度技術を駆使することで、位置確認もできるシステムも考えられる。」くらいは表記してもいいのではないのでしょうか。管理社会と言って批判はされますが、命との天秤にかければ理解されると思います。

国民の命を守る、国民の不安を解消するシステム導入を番号制度で実現できるのですから、政府はある程度の強制力を持って早期に導入することが肝要かと思ひます。

5 .

#### 該当箇所

(P4): 第2 > 1 . > (4) 諸外国の制度

#### 意見内容

ともかく日本がいかに遅れてしまったかを、明確にすべき。

#### 理由

世界各国が、必要に迫られて番号制度を導入しているのにかかわらず、IT立国を目

指した我が国は、番号制度の導入で大変な遅れをとっていることを明記すべきです。ITに携わる者にとっては、番号が統一的に付番されなければ、そのシステム自体が無意味なものになることは初歩的な常識です。そして、特に行政では設備や受け入れ体制は一時90%以上の電子受付体制を構築したものの、番号もバラバラな上に、利用する国民の視点に立っていないシステムを構築したために、利活用率が開発途上国以下になっている現実を証明すべきです。この原因の多くはベンダーにあります。

< 参考 >

「世界のIT戦略」EU主要3カ国（英仏独）におけるICT戦略の最新動向

[http://e-public.nttdata.co.jp/f/repo/778\\_e1106/e1106.aspx](http://e-public.nttdata.co.jp/f/repo/778_e1106/e1106.aspx)

### ICT競争力指数における政府関連指標

政府関連指標（ICTの優先度や行政内部のICT化）をみると、デンマーク等の3カ国はどの指標も概ね高水準だが、日本はすべての指標で低迷

	政府でのICTの優先度	政府の将来ビジョンでのICTの重要性	政府のICT推進	オンライン行政手続の普及	ICTを使った政府の効率性	行政事務でのICTの存在感
デンマーク	3位	7位	6位	3位	3位	4位
スウェーデン	7位	11位	7位	4位	8位	3位
シンガポール	1位	1位	1位	2位	1位	1位
日本	41位	31位	59位	51位	78位	35位

WEF(2009)「The Global Information Technology Report 2008-2009」により作成

6 .

### 該当箇所

(P5): 第 2 > 1 . > (5) 我が国の理念

(P7): 第 2 > 2 . > (2) 所得の把握の精度の向上の実現に関するもの

### 意見内容

課税の公平性は、脱税行為を減少させることも明記すべきです。

### 理由

理念は素晴らしいです。特に「真に手を差し伸べるべき者に対して」を言う表現は、きれいで心地よく感じます。しかし、給付面の公平性は大切ですが、**徴収面でも公平性を保つべきこと**は正直に表記して頂きたい。

番号制度導入に反対する者の多くは「全部丸裸にされてしまう。」という感覚があります。それは、あわよくば所得を隠したいと言うこと以外の何物でもありません。所得隠しを黙認する必要はありません。すべての国民がちゃんと所得を申告して、初めて**課税の公平性**は保てると思います。

所得の捕捉をしっかりとすれば、おのずと税収は上がります。昨今の番号制度の導入及び税と社会保障一体改革問題で消費税を増税する論理は、最初に結論ありきと言えます。まずは、**番号制度を導入して、どの程度税収が増えるのか確認してから**次のステップで議論するのなら理解できます。

## 7.

### 該当箇所

(P5-6): 第2 > 1 . > (6) 実現すべき社会

### 意見内容

日本のIT行政が遅れたのは国民の視点が欠落していたから。ITベンダーのために番号制を導入するのではなく、国民のために導入するもの。ユーザビリティを最優先したシステムでなければ、番号制度はとん挫する。

### 理由

平成16年2月2日に電子申告を日本で最初に実行させていただいて以来、日本の行政とITに携わってきました。ともかく、当初は「国民の視点」が欠落していました。電子申告については随時、国税庁の企画課・情報技術室とホットラインを作っていただけ、使い勝手についてのモニタリングの意味を含めて、情報交換の機会をいただきました。当方の要望を毎年聞きいれていただきながら、年々ユーザビリティ感覚のあるものに進化してまいりました。

その電子申告についても、国は事故などを恐れ、セキュリティ、個人情報保護等を再重視し、ユーザーの近寄りづらい難解な手続きでスタートしたために、当初利用率は極端に低いものでした。ユーザビリティとセキュリティは二律背反するものですが、番号

制度が定着するまでは、**リスクを恐れず、ユーザビリティ重視をすべき**です。

このためには、「**リスクを越えるメリット**」を明確にしていきたい。私は今のIT社会におけるセキュリティ技術と国家公務員の守秘義務に対するモラルを信じたいが、この部分を信じられない人々が、番号制度の導入に関して異論を唱えるのです。

< 参考 >

「3500万の個人情報流出、住民登録制度の根幹を揺さぶる進歩ネット」国

家次元の根本対策を講じよ」2011.08.01 ホン・ソンマン記者

[http://www.labornet.jp/worldnews/korea/knews/00\\_2011/1312207522249Staff](http://www.labornet.jp/worldnews/korea/knews/00_2011/1312207522249Staff)

また、実現すべき社会、国民の視点という観点から考えますと、最終的には**電子国民投票のできる世の中**を待ち望んでいます。「**デジタルデモクラシーの実現**」と勝手に名付けておりますが、国のあらゆる決定事項に関し、新の民意を行政に生かすためには電子国民投票を検討すべきです。これは、番号制度が導入されない限り難しさを伴います。しかし、住民基本台帳番号を今回の番号制度の基礎としたとしても、全国民への付番ができるわけですから、電子による国民投票は可能です。当初は併用になるものと思われませんが、やがて、投票所へ足を運ぶよりも簡単に、そして成りすましのできない制度を構築すれば夢ではありません。それこそ、真の民主主義国家になるものと確信していま

す。この件は、また別に徹底した議論も必要になると思われませんが、番号制度が導入されれば、やがて「デジタルデモクラシー」的発想は大きくなるものと確信しております。

8 .

### 該当箇所

(P9): 第 2 > 2 . > (4) 自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

### 意見内容

電子申告の場合、代理送信者が行う場合が7割以上で、**一般納税者は「自宅のパソコン等から容易に閲覧」などできてもしない**という現実がある。そして、代理で業務を行うものが、正当な範囲の仕事を間違いなく行えるように工夫を要する。

### 理由

「自己の過去の税務申告や納付履歴に関する情報」「確定申告等を行う際に参考となる情報」について、納税者が自ら閲覧することは少なく、また、閲覧しても意味が理解できない場合も考えられる。常に、行政情報や自己のデータを閲覧するのであれば必要性を感じるが、確定申告等は年に1回です。そのために、閲覧する納税者は多くは無く、

代理業務を行う税理士に依頼します。

税理士としては、確定申告に必要な情報は取得したいものの、他の情報はそれぞれ個人情報侵害することとなり、このあたりの仕組みはちゃんと分けできるように構築して頂きたい。

9 .

### 該当箇所

(P10): 第 2 > 2 . > ( 5 ) 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

添付書類の削除等

(P13): 第 2 > 3 . > ( 1 ) 付番

### 意見内容

番号制度の番号は、[住基ネット番号を流用すべき](#)である。また、添付書類の削除をする場合は、紙で行う手続きをそのまま落とし込むのではなく、ITで効率化することを念頭に置いた業務フローの改善を含めて行うべき。

### 理由

「住民票の添付が省略される手続の例」において、「[住基ネット](#)」の活用を考えていることに賛成です。あるいは[公的個人認証を全国国民に付番すること](#)で、そのまま採用

してはいかがでしょうか。公的個人認証番号であれば、(P13): 第2 > 3.> (1)の5つの特性を満たすことも可能になると考えます。いずれにしても、コストがかかるので1から付番するべきではなく、既存の番号を使用すべきです。

また、すでに、各省庁にはこの大綱ができると同時に、大手ベンダーが数千億円の見積もりを出してきたと聞いております。今回の番号制度では、昨今の国内事情も鑑みいかにコストを適正額まで低減させるかを考えることも必要なはずです。過去の公共事業をする感覚で、1から番号制度に伴うコンピュータシステムを構築すれば莫大な金額がかかり、特定のベンダーの利権となります。特に、元官側であったN社グループについては、過去のIT行政を翻弄させ莫大な額の国家予算をむさぼった経緯があります。現実に電子申告に最初からかかわった私は、国税庁のシステムについて確認してきております。とんでもない金額で、わざとバグだらけのシステムを作成し、改修のたびに費用がかさむ。なぜこんな使い勝手の悪いシステムかと問いただせば、「民業を圧迫しないため」とかの回答。他の民間業者がWebで参入したら、コストも10分の1、納期も早い、使い勝手も大好評のものが完成した経緯（今はWebのみで行こうという動きもある。）があります。したがって、番号制度ではそのような反省を踏まえて、中小企業も含めた競争入札を実践して頂きたいとおもいます。

そして、この場合、レガシーシステムを包含して、極力コストをかけないように配慮いただきたい。「住基ネット」の活用をするのであれば、共通番号は住民基本台帳番号そ

のもので良いのではないのでしょうか。新たに付番をすること自体、大手ベンダーが喜ぶ大きなシステムになります。

また、添付書類の削除等と言う問題については、やはりコストをかけないように、無駄な添付書類を求めないことです。そもそも、紙の業務を全てそのまま電子化しようとするから、無駄なコストがかかるのであり、電子化に合わせた業務フローの見直し、手続きの簡素化を図れば、添付書類は極力なくしていくことが可能です。番号制度の導入を機に、法律等を見直して、手続きそのものを変えていく好機をとらえていただきたい。

10.

#### 該当箇所

(P16): 第2 > 4 . > (2) 個人情報の保護の必要性

(P48): 第3 > . 第三者機関

(P50): 第3 > . 罰則

#### 意見内容

第3者機関の設置と罰則強化は賛成。しかし、第3者機関は民間で行うべき。また、罰則強化は国家管理への懸念を払拭するために、特に公務員に対して懲戒免職まで設けること。

## 理由

個人情報の保護の必要性を考えれば、**第3者機関の設置は必須**だと考えます。確かにユーザビリティや利便性を優先して頂きたいのですが、プライバシーについてちゃんと守るという歯止めを作らなければ、共通番号導入に国民の納得は得られないを思われます。第3者機関の設置と罰則強化はその防波堤だと考えます。

しかし、今回の原発事故で公表されたように、経済産業省に対する原子力調査委員会の様なものであっては意味がありません。**第3者機関は天下り先にはならず**、民間の中から選任して頂きたい。例えば、税分野では、国税OBが就任するのではなく、代理送信を積極的に行っている税理士の中から選任するとかであっていただきたい。

罰則強化については重罰を設定して頂きたい。およそITは性善説をベースにシステム設計されます。それを破壊する者に対しては、大きな罰則が必要です。特に、共通番号導入に反対する意見を聞くと、官が管理するから信用できないという声が多いのも事実です。行政に番号制度の有効利用を認める代わりに、**公務員が番号制度を悪用したら、即懲戒免職**と言うルール作りが必要です。

11.

該当箇所

(P19-20): 第 2 > 5 . > (4) 本人同意の取扱い

## 意見内容

IT弱者のデジタルディバイドが存在する限り、本人の同意は必要。

## 理由

番号制度導入にあたって、「原則として本人同意を前提としない仕組みとする」とありますが、ここには疑問が残ります。

実際IT弱者は大変多く、電子化社会ではデジタルディバイド問題はどんどん大きくなっていきます。情報通信技術が発達して、デジタルディバイドを解消するインターフェイスがどんどん開発されるものの、ITそのものが性格的になじまないという方は、かなりの割合でいらっしゃることを前提に考える必要があります。

税理士会でも電子申告を積極的に推進するにあたり、いろいろと模索検討してまいりました。特に、平成19年より代理送信が可能となり、その結果飛躍的な利用率の伸びを得ることができたのですが、この電子的代理行為には多くの問題がありました。そもそも、電子的に代理行為が法律的にどこまで認められるのか。税理士の場合、国税庁長官の示達のみで、電子による代理送信を認めていただき推進してきましたが、果たして、これでいいのかどうか、常に問題になってきました。

そこで、納税者と税理士間で「電子申告に係る利用者識別番号等の利用同意書」あるいは「税理士法30条の代理権限書のただし書き欄」を使って、納税者から電子申告

においてIDを利用させてもらうことの許可を得て申告することにしております。代理送信を認めていただいた以降は、本人の電子署名が必要なくなりましたから、業務的には格段便利になりましたが、後から、知らずに申告されたと訴えられる可能性があるからです。(参考：利用同意書)

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/riyoudouisyo.pdf>

「私は、本日より電子情報処理組織を利用して、下記の税務申告等の代理又は代行を貴殿に依頼するにあたり、貴殿が私の利用者識別番号等を使用して、当該税務申告等を代理又は代行することに同意します。」

いずれにしても、全ての業務に関して、包括的であってもいいので、**本人同意を前提とすべきである**と考えます。税理士は今後も自己防衛を含めてこのような利用同意書を取るよう進めてまいります。今回の共通番号導入については公務員の行動を信用できないという意見が多く、この部分を納得させられる方法が必要であるものと考えます。

12.

**該当箇所**

(P23): 第 2 > 7 . > (4) 今後のスケジュール

## 意見内容

「歳入庁の創設」を早期に行い、番号制度は歳入庁主導で行うべき。

## 理由

この大綱においてもそうですが、政府機関の縦割り行政が番号制度においても大きな足かせになっています。税と社会保障を一体化するのであれば、まず、歳入庁を創設し、その歳入庁が番号制度を統括して頂きたい。現状では、内閣府の話、住基ネット関連では総務省、標題が「社会保障と税」となった時点で厚生労働省系統の意見が強くなり、国税庁（財務省）は全く関わっていそうにない。経済産業省や国土交通省も大いに関係する問題ですが、番号制度を真剣に考えていく姿がみられていない。各省庁の壁が全てを歪にしています。

歳入庁を創設することで、各省庁の意見にかかわらず、国民から徴収すべきものを全て管理できるようにしていただきたい。番号制度の管理、番号の付番をそれぞれの省庁が行えば、従前のように2重・3重の投資も必要になる。歳入庁で全てを一元化すべきだと考えます。

1 3 .

## 該当箇所

(P44): 第3 > . 及び

## 意見内容

マイポータルは現実の制度を理解した上で進めること。

## 理由

電子申告においては、税情報をメッセージボックスの中で見られるようにしていません。このメッセージボックスは基本的に納税者が見るものですが、現実にはそれを見る納税者はごく少数であり、また、複雑な税情報を見ても理解できません。したがって、[代理送信を認められた税理士がメッセージボックスを見ながら業務を進めて行く](#)しか方法がありません。

マイポータルを設けることは賛成ですが、このマイポータルについて、代理業務を行う士業が見ることができなければ、業務は滞ります。したがって、[属性証明を提示できる電子署名](#)があれば、士業ごとに範囲を決めた情報をマイポータルから得られるような仕組みにしていきたい。この点が不明確なまま、マイポータルを運営すれば、必ず漏えい事故や、個人情報保護に引っかかる問題が発生します。あるいは、業務に大きな支障が生じて、士業の訴訟問題が頻発する可能性も出てきてしまいます。

また、マイポータルの設計上、一度に多くのデータが送信された場合、耐えうる仕組みに設計する必要があります。電子申告は確定申告時に行うわけですが、税務

の受付等は、特定時期に集中すると言う事実を考慮していますでしょうか。

確定申告の期限は3月15日ですが、個人の所得税の提出はその直前3日ほどにその1/3が集中すると言われていています。国税側からは毎年早期提出を勧奨してもらっていますが、年に一度の申告ゆえに、納税者と税理士の調整等も手まどい、この時期に集中します。そのデータ数は、平成22年度所得税だけで8625千件。1/3が3日間に集中すると、今後の増加分と個人の消費税を含めて、3000千件。この**三百万件を同時に受けられるシステムを構築する必要**があります。

これらのことを考えますと、既存の**国税電子申告システムは残し、このまま発展**させてゆくことに落ち着くものと予測されます。この中から、**必要な情報をマイポータルに移行**して、納税者が必要に応じて見に行くと言う範囲にとどめるべきかと考えます。ただし、電子申告制度側で共通番号を有効に活用するように、業務改善、システム改善していく方が、現実に適応しやすいのではないのでしょうか。

14.

#### 該当箇所

(P53): 第3 > . 法人等に付番する番号

#### 意見内容

法人番号の付番は国税庁のものを流用することに賛成。

## 理由

法人番号については、本文にある通り、既存の法人については国税庁が付番しているので、その法人番号の流用をすべきだと考えます。しかし、付番がされてない外国普通法人、登記のない法人で申告もしておらず源泉所得税も発生していないような法人、宗教法人等にも付番し、網羅性を確保して頂きたい。

I T化の基本にもどり、全ての法人、全ての組織に番号をない限り、番号制度の導入をしても課税の公平性が保てないと考えます。